振興局四国運輸部旅客課海事　高松市高松港湾合同庁舎（郵便番号七六〇―〇〇一四）　八七一二―二一一一
振興局九州運輸部旅客課海事　福岡市博多区博多駅東二丁目一番一号福岡合同庁舎（郵便番号八一二―〇〇一三）　九二一―一一一一
務事内閣府沖縄総合運輸部総合政策課海事（本省）　那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第一地方合同庁舎（郵便番号九〇〇―〇〇一五）　九八〇―〇〇一五
人省）土交通省（本　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（郵便番号一〇〇―八九一八）　三五一―八一一一
材政海事課　北海道開発局小樽開発建設部（郵便番号〇四七―八五〇一）　〇一三四―二三―四一一一
政局海事課　東北運輸局（郵便番号九八〇―八四〇一）　〇二二―七九一―九一一一
政局海事課　関東運輸局（郵便番号二三一―八〇〇一）　〇四五―二一一―九一一一
政局海事課　北陸信越運輸局（郵便番号九五〇―八〇〇一）　〇二五―二四〇―八一一一
政局海事課　中部運輸局（郵便番号四五〇―八〇〇一）　〇五二―九五二―八一一一
政局海事課　近畿運輸局（郵便番号五四〇―八〇〇一）　〇六―六九四九―六一一一
政局海事課　中国運輸局（郵便番号七三〇―八〇〇一）　〇八二―二二〇―六一一一
政局海事課　四国運輸局（郵便番号七六〇―八〇〇一）　〇八七―八一一―九一一一
政局海事課　九州運輸局（郵便番号八一二―八〇〇一）　〇九二―四七二―六一一一
政局海事課　沖縄総合事務局（郵便番号九〇〇―〇〇一五）　〇九八―八六六―一七一一

四、筆記試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を受験地を管轄する各地方運輸局、運輸監理部又は内閣府沖縄総合事務局に掲出するほか、口述試験受験案内を筆記試験に合格者に送付する。
ロ　発表日時
平成二十四年十月二十六日
五、口述試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を、官報で公示するほか、合格証書を口述試験合格者に送付する。
ロ　発表日時
口述試験終了後二十日以内

公　告

諸　事　項

工場財団

岩手県北上市本石町一丁目５番19号**北上ケーブルテレビ株式会社**の岩手県北上市大通り二丁目62番地２北上ケーブルテレビ株式会社大通り工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年７月９日

盛岡地方法務局花巻支局

兵庫県豊岡市中陰470番地**大豊機工株式会社**の工場財団に、兵庫県豊岡市中陰470番地大豊機工株式会社本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年７月９日

神戸地方法務局豊岡支局

東京都港区芝五丁目33番８号**三菱自動車工業株式会社**の工場財団に岡山県倉敷市水島海岸通一丁目１番地三菱自動車工業株式会社水島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年７月９日

岡山地方法務局倉敷支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＩＮＤＲＡ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋茅場町１－６－17十字屋ビル７Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　江島　敏行
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第566号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年１月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年７月９日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社やよい
２．住所　東京都千代田区九段北１―10―５九段櫻ビル６階
３．代表者の氏名　代表取締役　粟津　毅彦（旧代表取締役　佐藤　修一）
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2467号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年１月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年７月９日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社テクニカルトレーヅ
２．住所　東京都国立市富士見台４―21―24
３．代表者の氏名　代表取締役　森本　　聖
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2579号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年１月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年７月９日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＥＧＷアセットマネジメント株式会社（旧商号株式会社ＭＰＩＡパートナーズ）
２．住所　東京都港区六本木６―10―１六本木ヒルズ森タワー34階
３．代表者の氏名　代表取締役社長　関根　正三
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2589号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年１月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年７月９日

関東財務局長　居戸　利明

信託会社に対する行政処分の公告

信託業法（平成16年法律第154号）第45条第１項の規定に基づき、下記のとおり信託会社に対して業務の一部の停止を命じたので、同法第48条の規定により公告する。

記

１．商号　ライツ信託株式会社
２．本店所在地　愛知県名古屋市中区錦一丁目４番16号
３．登録番号　東海財務局長（信２）第１号
４．行政処分の年月日　平成24年６月29日
５．行政処分の内容　平成24年７月５日（木）から平成24年10月23日（火）までの間、信託業にかかる業務（平成24年７月４日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、平成24年６月29日付業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。

平成24年７月９日

東海財務局長　小西　　昭